

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和7年6月2日

東京都知事
小池 百合子 殿

東京都日野市多摩平7丁目23番地23号
日野市商工会
会長 小林 昭治

東京都日野市神明1丁目12番地1号
日野市
市長 古賀 壮志

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：久保 雄太

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 震災（日野市地域防災計画 【地震災害対策編】令和3年度修正）

- 東京都防災会議は、東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を令和4年に公表した。
- 市の被害想定は「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）によるものとし、一部を抜粋したものを示す。

表第1 想定地震

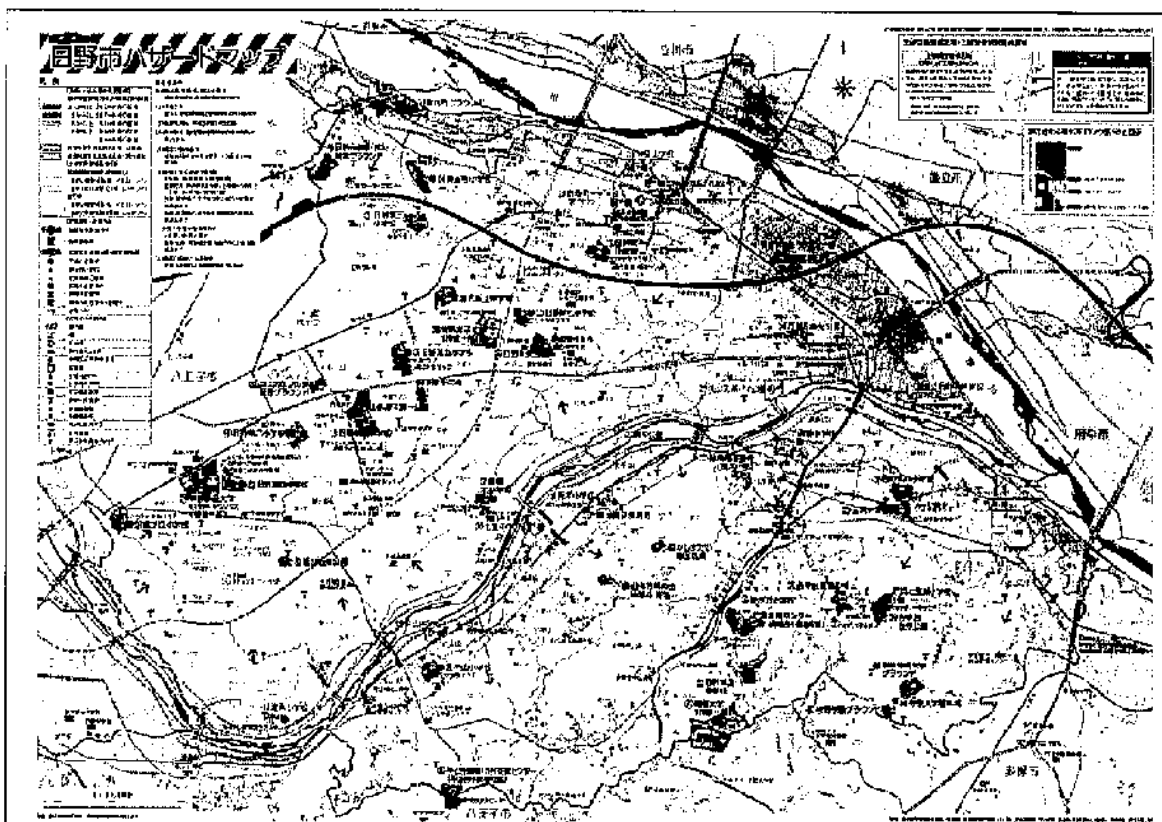
地震名	立川断層帯地震	大正関東地震	多摩東部直下地震	都心南部直下地震
規模 (M)	M7.4	M8	M7.3	

表第2 想定条件

季節	冬
日	平日
発生時間	18時
風速	3m/秒

表第3 被害想定結果

区分	地震名		東日本大震災	東南海トラフ地震	東海地震	熊本地震
	地震規模		M7.3		M8	M7.4
	時期及び時刻		冬・夕方 18時			
	風速		風速 8 m/s			
	死者数 計		13人	44人	11人	79人
人的被害	原因別	ゆれ・液状化建物被害	5人	25人	3人	44人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	1人
		火災	3人	12人	4人	26人
		ブロック塀等	1人	3人	1人	5人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		屋内収容物（参考値）	2人	4人	2人	4人
	負傷者 計		385人	995人	306人	1484人
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	280人	774人	211人	1155人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	1人
		火災	7人	20人	8人	79人
		ブロック塀等	49人	114人	37人	158人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		屋内収容物（参考値）	49人	86人	49人	90人
	うち重傷者 計		42人	135人	32人	229人
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	10人	66人	4人	125人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人
		火災	2人	6人	2人	22人
		ブロック塀等	19人	45人	15人	62人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		屋内収容物（参考値）	11人	19人	11人	20人
物的被害	全壊棟数 計		209棟	779棟	153棟	1299棟
	原因別	ゆれ	203棟	72棟	145棟	1285棟
		液状化	2棟	5棟	4棟	4棟
		急傾斜地崩壊	4棟	2棟	4棟	10棟
	半壊棟数 計		1587棟	2863棟	1298棟	3292棟
	原因別	ゆれ	1558棟	2812棟	1247棟	3230棟
		液状化	20棟	46棟	43棟	42棟
		急傾斜地崩壊	9棟	5棟	9棟	20棟
	ライフライン支給予率	電力（停電率）	1.70%	4.6%	1.5%	8.5%
		通信（不通率）	0.30%	1.2%	0.4%	2.7%
		ガス（供給停止率）	0.00%	0.0%	0.0%	0.0%
		上水道（断水率）	11.50%	23.8%	9.3%	30.6%
		下水道（下水処理場停止率）	2.50%	3.7%	2.4%	5.4%
火災被害	出火件数		4	1	5	15
	焼失棟数	倒壊建物を含む	149棟	553棟	195棟	1229棟
		倒壊建物を含まない	139棟	542棟	188棟	1194棟
その他	帰宅困難者		18356人	18356人	18356人	18356人
	都内滞留者数		156852人	156852人	156852人	156852人
	避難者		11721人	27265人	9868人	33608人
	エレベーター停止		116	142	112	173
	災害時要配慮者死者数		8人	29人	7人	51人
	自力脱出困難者発生数		79人	321人	58人	549人
	震災廃棄物（万t）		12	33	10	49



②風水害・特殊災害（日野市地域防災計画 【風水害・特殊災害 対策編】）

1 近年の災害履歴

- 近年では、全国的にこれまでの想定をはるかに超える大雨が多発しており、これによる河川の氾濫や土砂災害により毎年人的被害が発生している状況にある。
- 特に令和元年10月15日の台風第19号では、浅川が氾濫危険水位に達したため、避難指示を浅川流域の浸水危険区域に居住している市民に対し発令した。

第2 洪水予報河川

- 水防法第10条第2項及び第11条第2項では、国及び県は洪水により国民経済上重大な（又は相当な）損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしている。
- この法に基づき、以下の河川が洪水予報河川として指定されている。

表第4 洪水予報河川

河川名	区間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青梅大柳町 1575 から海まで 右岸：東京都青梅市畑中 1-18 から海まで	調布橋 石原 出園調布(上)
浅川	左岸：東京都八王子市巾着町 4-3895 から多摩川合流点まで 右岸：東京都八王子市元本郷町 4-483 から多摩川合流点まで	浅川橋

第3 浸水想定

1 洪水浸水想定区域の指定

○水防法第14条第1項では、国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定することとされている。

○また、従前、「洪水防御に関する計画の基本となる洪水の前提となる降雨（以下、「計画規模降雨」という。）」を前提として指定されていた浸水想定区域は、想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、これを洪水浸水想定区域とみなされる。

○なお、洪水浸水想定区域の指定は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のほか、次に掲げる事項についても公表されている。

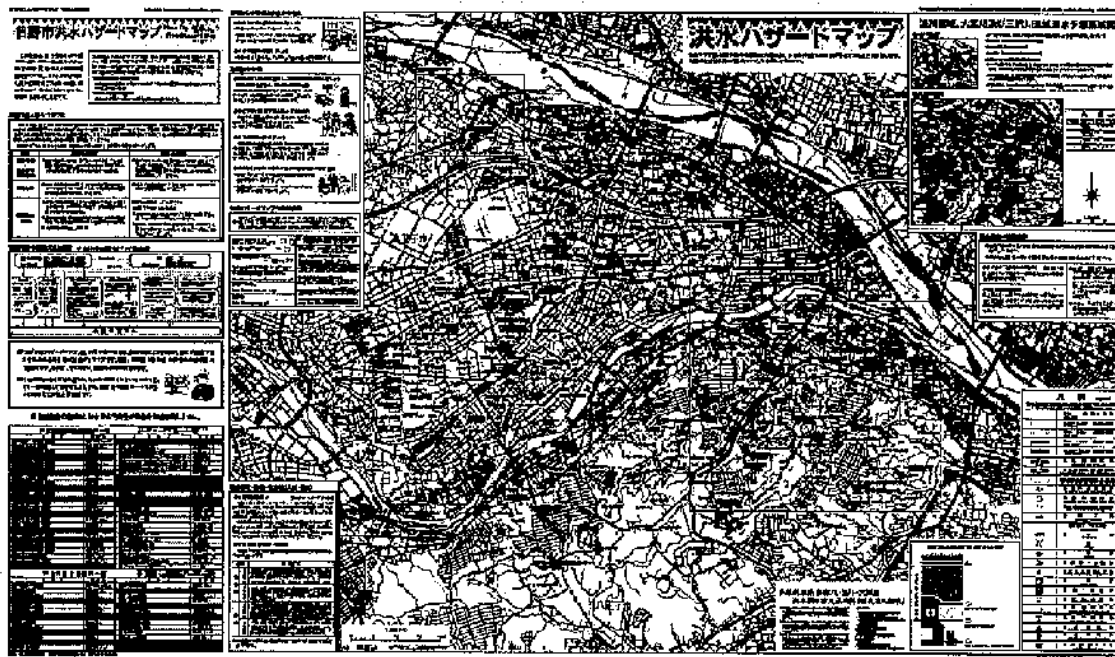
- (1) 浸水した場合に想定される水深（想定最大規模降雨）
- (2) 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（想定最大規模降雨による浸水継続時間）
- (3) 計画規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、さらに「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（平成27年7月 国土交通省）に基づき、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を示す家屋倒壊等氾濫想定区域

○平成29年9月1日現在、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりである。

域の指定

表第5 本市に関わる洪水浸水想定区域

河川名（管理者）	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 （想定最大規模降雨）
浅川、多摩川（国）	国土交通省が平成28年5月30日公示	多摩川水系の流域48時間 総雨量588mm



○流域別の避難想定人口は以下の通りである。

表第6 浸水想定区域内想定人口

区域	避難想定世帯数	避難想定人口
多摩川	11,954	24,625
浅川	10,957	22,318
両方	5,607	11,453
計	28,518	58,396

③感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3,928人
- ・小規模事業者数 2,786人

表第7 【内訳】

	産業大分類	商工業者数	小規模事業者数
A	農業、林業	7	7
B	漁業	0	0
C	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
D	建設業	370	353
E	製造業	155	122
F	電気・ガス・熱供給・水道業	6	6
G	情報通信業	103	76
H	運輸業、郵便業	86	45
I	卸売業、小売業	802	458
J	金融業、保険業	57	48
K	不動産業、物品賃貸業	493	434
L	学術研究、専門・技術サービス業	280	224
M	宿泊業、飲食サービス業	462	248
N	生活関連サービス業、娯楽業	341	301
O	教育、学習支援業	231	171
P	医療、福祉	344	144
Q	複合サービス事業	20	5
R	サービス業（他に分類されないもの）	189	94
合 計		3,928	2,786

(令和3年経済センサス 活動調査)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・日野市地域防災計画【地震災害対策編】【風水害・特殊災害対策編】、日野市事業継続計画（地震編・水害編）の策定
- ・総合防災訓練、水防訓練や避難所運営訓練の実施
- ・災害対策用備品の備蓄
- ・日野市 LINE 公式アカウントや登録制メールによる防災情報の配信

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・商工業者の被災状況の情報収集
- ・防災備品（ポータブル電源、スコップ、懐中電灯、マスク、消毒液）の備蓄
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・日野市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

- ・現状では、災害等による緊急時の取組について、事業継続計画書の記載にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・正規職員5名中1名、役職員8名中7名が当市在住ではあるが、対策本部を設置した場合に、当市は河川（浅川・多摩川）を跨ぐため、即応できるかどうか問題である。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会での役割分担、体制を整理し、当市の協力も得ながら以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・ 自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・ （別添参照）事業継続計画（令和7年作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ （仮称）日野市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日野市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・人まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適宜共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、日野市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、日野市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

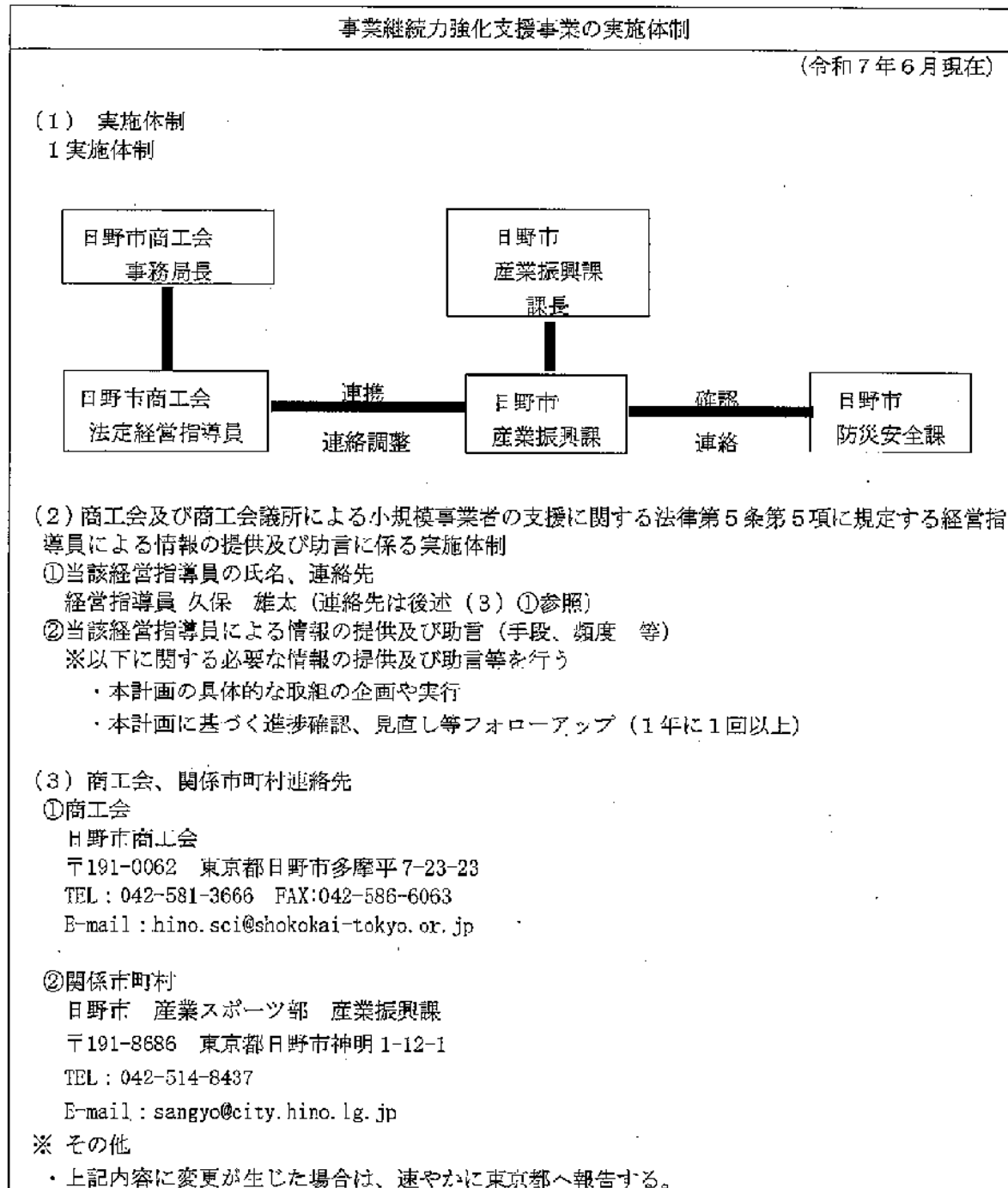
- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	230	200	200	200	200
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	40	40	40	40	40
・パンフ、チラシ作製費	60	60	60	60	60
・防災、感染症対策費	60	60	60	60	60

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、日野市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
該当なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	